平成２８年（再ロ）第１号

広島県福山市津之郷町大字津之郷186番地84
再生債務者　土橋　紀友
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年９月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年９月６日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（再ロ）第２号

山形市高原町971番地42
再生債務者　豊島　直志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年９月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年９月６日　山形地方裁判所民事部

平成２８年（再ロ）第３号

熊本市北区徳王町867番地３
再生債務者　境　光之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年８月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年９月７日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（再ロ）第３号

香川県高松市松福町１丁目23番23号
再生債務者　福家　扶之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年９月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年９月７日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

外国倒産処理手続の承認及び強制執行等禁止命令

平成２８年（承）第２号

本店　大韓民国ソウル特別市永登浦区国際金融路２ギル25、日本における主たる営業所　東京都港区芝３丁目４番15号東京カルビルディング
債務者　株式会社韓進海運
代表者管理人　石　泰壽（ソク・テス）
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文
(1)　債務者について大韓民国ソウル中央地方法院において平成28年９月１日に開始された大韓民国の債務者回生及び破産に関する法律における回生手続（同裁判所事件番号2016回合10211回生）を承認する。
(2)　すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行、仮差押え又は仮処分の手続（ただし、第１項で承認の決定をした外国倒産手続において弁済が禁止されていない債権に基づくものを除く。）をしてはならない。
平成28年９月５日
東京地方裁判所民事第８部

企業年金基金変更公告

シャープ企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のとおり公告する。
1．新事務所の所在地　大阪府大阪市阿倍野区西田辺町１丁目19番20号
2．旧事務所の所在地　大阪府大阪市阿倍野区長池町22番22号
3．変更年月日　平成28年９月12日
平成28年９月15日
大阪府大阪市阿倍野区西田辺町１丁目19番20号
シャープ企業年金基金
理事長　深堀　昭吾

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法第11条第３項の規定により、次の免許状の取上げ処分を行った。
平成28年９月15日　千葉県教育委員会
1　免許状の種類（教科）及び番号
幼稚園教諭二級普通免許状
昭57幼二普第313号
2　授与年月日及び授与権者
昭和58年３月19日　千葉県教育委員会
3　氏名及び本籍地
丸　昌子　千葉県
4　取上げ年月日
平成28年９月５日
5　取上げの事由
教育職員免許法第11条第３項該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年一月二十六日
掲載頁　五十一頁（号外第十七号）
平成二十八年九月十五日
東京都八王子市高倉町九番１号
(甲)　アジレント・テクノロジー株式会社
代表取締役社長　合田　豊治
東京都港区芝浦四丁目一六番三六号住友芝浦ビル
(乙)　ダコ・ジャパン合同会社
代表社員　ダコ・デンマーク・エーエス
職務執行者社長　合田　豊治

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
甲の社員総会の承認決議は平成二十八年六月十一日に、乙の社員総会決議は平成二十八年七月一日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。
平成二十八年九月十五日
長野県飯田市毛賀一七〇七番地
(甲)　医療法人輝山会
理事長　土屋　隆
愛知県名古屋市中区栄二丁目一一番二五号
(乙)　医療法人名古屋東栄クリニック
理事長　本多　英邦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十八年九月十五日
掲載頁　二頁
(乙)　計算書類の公告義務はありません。
平成二十八年九月十五日
静岡県静岡市駿河区中田四丁目九番二三号
(甲)　株式会社駿河管財
代表取締役　長野　和史
東京都港区三田三丁目五番二七号
(乙)　合同会社ザ・サードプラネット・プロパティーズ
代表社員　一般社団法人ザ・サードプラネット・ホールディングス
職務執行者　長野　和史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十八年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十八年十月五日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月二十四日
掲載頁　八十五頁（号外第一四〇号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年七月四日
掲載頁　一一六頁（号外第一四八号）
平成二十八年九月十五日
大阪府摂津市鳥飼上三丁目一番二八号
(甲)　精研医科工業株式会社
代表取締役　永井　清彦
兵庫県加古郡稲美町加古字池ノ内南四八六番地一
(乙)　株式会社山吉製作所
代表取締役　永井　清彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年八月十六日
掲載頁　四十八頁（号外第一八〇号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年八月十六日
掲載頁　四十八頁（号外第一八〇号）
平成二十八年九月十五日
神戸市中央区加納町四丁目三番一一号
(甲)　ゴンチャロフ製菓株式会社
代表取締役　光葉　正博
神戸市中央区京町六八番地の二
(乙)　株式会社ＧＡＲＮＩＥＲ
代表取締役　光葉　正博